

第6編 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例

昭和 39 年 3 月 30 日

条例第 14 号

改正 平成18年 3 月31日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関しては、この条例の定めるところによる。

(財産の交換、譲与、無償貸付け等の準用)

第 2 条 財産の交換、譲与、無償貸付け等については伊那市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成18年伊那市条例第48号）を準用する。

附 則

この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日条例第 8 号抄）

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。